

調査計画全文

1 調査の名称

ガス事業生産動態統計調査

2 調査の目的

ガス事業の生産の実態を明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者（同条第10項に規定するガス製造事業者を除く。以下同じ。）

4 報告を求める者

(1) 数

約1,600事業者

(2) 選定の方法（☒全数 ☐無作為抽出 ☐有意抽出）

(3) 報告義務者

3（2）の規定する事業者の管理責任者^(※)

(※) ガス事業者に属する工場（事業場を含む。）の管理責任者を含む。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

① ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。）、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業について下記事項を調査する（別添1の調査票様式1-1及び1-2参照）。

(イ) 原料

(ロ) ガス生産量及び購入量内訳

(ハ) 製品ガス生産・購入・販売・在庫

(ニ) メーター取付数

(ホ) 調定数

(へ) 託送供給

(ト) 労務

② ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）について下記事項を調査する（別添 1 の調査票様式 2 参照）。

(イ) 供給地点群

(ロ) 原料

(ハ) 需要家メーター数

(ニ) 生産品

(2) 基準となる期日又は期間

この調査は、数量に係る事項を毎月末日現在によって行い、金額に係る事項を四半期（各年の 1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで、10 月から 12 月までの各期間をいう。）末日現在によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

経済産業省 — 経済産業局^(※) — 報告者

(※) 報告義務者を管轄する経済産業局若しくは中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局（以下単に「経済産業局」という。）

(2) 調査方法（☐調査員調査 ☒郵送調査 ☒オンライン調査 ☐その他（ ））

① 調査票の配布

ア 調査票の様式

この調査は、別添 1 に掲げる調査票様式 1-1、1-2 及び調査票様式 2 によって行う。

イ 報告義務

(a) 調査票は、経済産業大臣又は当該地区所管の経済産業局長若しくは中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（以下単に「経済産業局長」という。）がその報告義務者に配布する。

(b) 報告義務者は、配布された調査票により調査事項について報告する。

なお、調査票様式 1-1 及び 1-2 の調査事項の報告については、ガス事業者において工場（事業場を含む。）が複数ある場合に、経済産業省又は経済産業局に事前に登録することにより、経済産業局毎に調査事項をまとめて報告することができる。

② 調査票の提出

ア 調査票による提出

① 報告義務者は、自計報告の方法により作成し、2 部を郵送により、数量に係る事項の調

査票及び金額に係る事項の調査票を当該地区所管の経済産業局長に提出する。

- ② 経済産業局長は、提出された調査票を整理審査し 1 部を控えとし、1 部を受理した月の 15 日までに経済産業大臣に提出する。

イ 電子情報処理組織による提出

報告義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定による電子情報処理組織を使用し、経済産業大臣に提出する。

7 報告を求める期間

（1）調査の周期

- ・ 数量に係る事項の調査票は毎月
- ・ 金額に係る事項の調査票は四半期

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

- ・ 数量に係る事項の調査票は翌月 10 日まで
- ・ 金額に係る事項の調査票は各年 6 月（1 月から 3 月までの分）、9 月（4 月から 6 月までの分）、12 月（7 月から 9 月までの分）及び 3 月（10 月から 12 月分までの）の 10 日まで

8 集計事項

別添 2 のとおり。

9 調査結果の公表の方法及び期日

（1）公表の方法

集計された結果をインターネット（資源エネルギー庁ホームページ及び e-Stat）により公表する。

（2）公表の期日

- ・ 数量に係る事項の結果は、調査票提出月の翌月下旬まで
- ・ 金額に係る事項の結果は、調査票提出月（6 月、9 月、12 月、3 月）の翌月下旬まで

10 使用する統計基準

本調査は、ガス事業法第 2 条第 12 項に規定するガス事業者を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地が小さいことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類	保存責任者	保存期間
記入済み調査票	経済産業局長及び経済産業大臣	2 年
調査票の内容を記録した電磁的記録	経済産業大臣	永年

12 立入検査等の対象とすることができる事項

ガス事業生産動態統計調査に関する事務に従事する者及びガス統計調査員^(※)は、この調査のため必要があるときは、統計法第15条の規定により、必要な場所に立入り、5に規定する事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問する事ができる。

(※) ガス統計調査員は、本調査に関する事務を行うことを目的として、経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長を除く。）が任命する職員であるが、データ入力等を主な業務としており、調査票の配布及び回収には従事しない。そのため、6（1）の調査組織に記載しておらず、6（2）においても、調査員調査としていない。

事業者コード

平成 年 月分
(標準熱量 メガジュール)



政府統計

基 幹 統 計 (ガス事業生産動態統計)

ガス事業生産動態統計調査票 <月次>

様式1-1
<月次>

秘

事業者区分	
ガス小売事業者	
一般ガス導管事業者	
特定ガス導管事業者	

公営・私営区分		
公営	私営	
	資本金1億円超	資本金1億円以下

I 原料

	液化天然ガス (トン)	天然ガス (立方メートル)	液化石油ガス (トン)	その他(種別 : (単位 :)
受 海 外 購 入 量				
入 国 内 購 入 量				
自 家 生 産 量				
消 ガ ス 化 用				
加 熱 用				
費 そ の 他 用				
液 ガ ス 事 業 者 向 け				
売 り そ の 他				
月 末 在 庫				

II ガス生産量及び購入量内訳

(単位:1,000メガジュール)

	生産	ガス事業者からの購入	ガス事業者以外からの購入
気化後液化天然ガス			
天 然 ガ ス			
気化後液化石油ガス			
そ の 他 石 油 系 ガ ス			
そ の 他 ガ ス			

III 製品ガス生産・購入・販売・在庫

		量 (単位:1,000メガジュール)			
製 品 ガ ス 生 産 量					
ガ ス 事 業 者 か ら の 製 品 ガ ス 購 入 量					
ガ ス 事 業 者 以 外 か ら の 製 品 ガ ス 購 入 量					
加 熱 用					
自 家 消 費					
卸 供 給					
地区	用途	家庭用	商業用	工業用	その他用
製 北 海 道					
品 東 北 道					
ガ 関 東 県					
部 部 ・ 北 陸					
近 畿					
販 中 国					
売 四 国					
量 九 州 ・ 沖					
月 末 在 庫					

IV メーター取付数 (単位:個)

取付数

V 測定数

(単位:件)

地区	用途	家庭用	商業用	工業用	その他用
北 海 道					
東 北 道					
関 東 県					
中 部 ・ 北 陸					
近 畿 道					
四 国 県					
九 州 ・ 沖 縄					

VI 託送量

(単位:件、1,000メガジュール)

	小売託送	自己託送	連結託送
件 数			
量			

VII 労務

(単位:人)

従 業 者 数	
---------	--

事 業 者 名	(事業者名)	(報告義務者) 役職:	
報 告 義 務 者 名		氏名:	
所 在 地 等	(〒)	電話番号:	
記 入 担 当 者 名	所属:	氏名:	メールアドレス

○この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。
○この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
○統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

事業者コード

平成

年

月分



政府統計

基 幹 統 計（ガス事業生産動態統計）

ガス事業生産動態統計調査票＜四半期＞

様式1-2

＜四半期＞

秘

Ⅷ 原料

（単位：千円）

				液化天然ガス	液化石油ガス	その他
						（種別：）
受 入	海 外	金 額				
	国 内	金 額				

Ⅸ 製品ガス購入・販売

（単位：千円）

		金額			
ガス事業者からの製品ガス購入					
ガス事業者以外からの製品ガス購入					
卸 供 給					
地区	用途		家庭用	商業用	工業用
製 品 ガ ス 販 売	北 海 道				
	東 北				
	関 東				
	中 部 ・ 北 陸				
	近 畿				
	中 国				
販 売	四 国				
	九 州 ・ 沖 縄				

Ⅹ 託送供給

（単位：千円）

		小売託送	自己託送	連結託送
金 額				

サンプル

事業者名	(事業者名)	報告義務者	役職:
報告義務者名		氏名:	
所在地等	(〒)	電話番号:	
記入担当者名	所属:	氏名:	メールアドレス:

経済産業省

〇〇この調査は、統計法平成十九年法律第五十三号に基づく基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。
〇〇この調査は、統計作成の目的以外には使用されません。
統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

事業者コード

平成 年 月分



政府統計

ガス事業生産動態統計調査票

様式

2

秘

I 供給地点群

項目	供給地点群	1	2	3	合計
供給地点群の名称					
供給地点群の所在地					
供給地点の数					0

II 原料

種類	1			2			3			合計		
	液化石油ガス(キログラム)	圧縮天然ガス(立方メートル)		液化石油ガス(キログラム)	圧縮天然ガス(立方メートル)		液化石油ガス(キログラム)	圧縮天然ガス(立方メートル)		液化石油ガス(キログラム)	圧縮天然ガス(立方メートル)	
規格	い	号	ろ	い	号	ろ	い	号	ろ	い	号	ろ
月始在庫量										0	0	0
受入量										0	0	0
消費量										0	0	0
過欠補正										0	0	0
月末在庫量										0	0	0

III 需要家メーター数(単位:個)

項目	1				合計			
	取付数	調定数	取付数	調定数	取付数	調定数	取付数	調定数
家庭用							0	0
商業用							0	0
その他							0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

IV 生産品 (単位:立方メートル)

(生産量)	家庭用	1	2	3	合計
	商業用				0
	その他				0
	計	0	0	0	0

事業者名		報告義務者の職名	
所在地		記名	

(注) 1. II 原料の表の「規格」は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第13条に定める規格をいう。
2. この調査票は、1枚について、供給地点群を3つまで記入することができるので、それぞれの供給地点群について、II からIVまでを対応して記入すること。

この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があり、この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。調査情報の秘密の保護に万全を期します。

集計事項

公表方法	集計表	集計事項
ガス事業生産動態統計(月次) (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。)、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業分)	1. 月次総括表	・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 原料種別生産量 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 原料種別購入量 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス生産量 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス購入量(ガス事業者からの購入) ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス購入量(ガス事業者以外からの購入) ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 卸供給量 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 用途別製品ガス販売量 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 メーター取付数 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 用途別調定数 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 海外・国内別原料種別受入量 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 原料種別消費量 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 託送供給量・件数 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 従業者数
	2. 月次地区別表	・地区別 原料種別生産量 ・地区別 原料種別購入量 ・地区別 製品ガス生産量 ・地区別 製品ガス購入量(ガス事業者からの購入) ・地区別 製品ガス購入量(ガス事業者以外からの購入) ・地区別 卸供給量 ・地区別 用途別製品ガス販売量 ・地区別 メーター取付数 ・地区別 用途別調定数 ・地区別 海外・国内別原料種別受入量 ・地区別 原料種別消費量 ・地区別 託送供給量・件数 ・地区別 従業者数
	3. ガス生産量及び購入量内訳	・原料種別 ガス生産量 ・原料種別 ガス購入量(ガス事業者からの購入) ・原料種別 ガス購入量(ガス事業者以外からの購入)
	4. 製品ガス生産・購入・販売・在庫及びメーター取付数・調定数	・製品ガス生産量 ・製品ガス購入量(ガス事業者からの購入) ・製品ガス購入量(ガス事業者以外からの購入) ・加熱用ガス消費量 ・製品ガス自家消費量 ・製品ガス卸供給量 ・メーター取付数 ・用途別製品ガス販売量 ・用途別調定数 ・月末在庫
	5. 原料	・原料種別 海外・国内別受入量 ・原料種別 自家生産量 ・原料種別 用途別消費量 ・原料種別 ガス事業者別(ガス事業者向け・その他)液売り量 ・原料種別 月末在庫量
	6. 託送供給	・小売託送量・件数、自己託送量・件数、連結託送量・件数
	7. 労務	・従業者数
ガス事業生産動態統計(四半期) (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。)、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業分)	8. 四半期総括表	・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス購入量・金額(ガス事業者からの購入) ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス購入量・金額(ガス事業者以外からの購入) ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス卸供給量・金額 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 用途別製品ガス販売量・金額 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 海外・国内別原料種別受入量・金額 ・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 託送供給量・件数・金額
	9. 製品ガス購入・販売(四半期)	・製品ガス購入量・金額(ガス事業者からの購入) ・製品ガス購入量・金額(ガス事業者以外からの購入) ・製品ガス卸供給量・金額 ・用途別 製品ガス販売量・金額
	10. 原料(四半期)	・海外・国内別原料種別受入量・金額
	11. 託送供給(四半期)	・小売託送量・件数・金額、自己託送量・件数・金額、連結託送量・件数・金額
ガス事業生産動態統計(月次) (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。))	12. 平均販売量	・経済産業局別 生産量(販売量)対前年同月比 ・経済産業局別 平均販売量
	13. 総括表	・経済産業局別 供給地点群数 ・経済産業局別 供給地点数 ・原料種別 月始在庫量 ・経済産業局別 原料種別受入量 ・原料種別 消費量 ・原料種別 過欠補正 ・原料種別 月末在庫量 ・経済産業局別 用途別取付数 ・経済産業局別 用途別調定数 ・経済産業局別 用途別生産量(販売量)
	14. 地区別表	・都道府県別 供給地点群数 ・都道府県別 供給地点数 ・都道府県別 原料種別受入量 ・都道府県別 用途別取付数 ・都道府県別 用途別調定数 ・都道府県別 用途別生産量(販売量)

ガス事業生産動態統計調査の必要性

1. 調査の目的・必要性

ガス事業生産動態統計調査（以下「本調査」という。）は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として、ガス事業生産動態統計調査規則（昭和26年3月31日総理府令第11号、最終改正平成21年3月18日経済産業省令第15号）によって実施している。

本調査は、ガスの原料、ガス生産量及び購入量、製品ガス生産・購入・販売・在庫等について調査することで、ガス事業の短期的な動向を観察し、ガス事業の生産の実態を明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

調査の結果は、エネルギーに関する年次報告、総合資源エネルギー調査会資料、IEA（国際エネルギー機関）への情報提供等において、各種施策の立案・実施のための基礎資料として利用されている。さらに、地方経済産業局による地域ごとの鉱工業生産動向の把握、ガス業界による日本全体の都市ガスの状況の把握等にも利用されている。さらに、企業物価指数、産業連関表等の各種二次統計作成のための基礎資料等、幅広く利用されている。

我が国では平成7年以降、都市ガス小売の自由化範囲を段階的に拡大してきた。今般、ガス事業法（昭和29年法律第51号）が改正され、平成29年4月1日より都市ガス事業の小売全面自由化が行われることとなった。これに伴い、本調査の事業類型、調査項目等について変更を行うが、ガス事業法及び本調査の目的については自由化後も何ら変わることがないため、引き続き、本調査を基幹統計調査として実施することが必要である。

以上